

平成 25 年 9 月 17 日
(下線部分改正)

新	旧								
別 表 I. エマージング又はオーディナリーとして区分したグリーンシート銘柄及びフェニックス銘柄 第 3 条及び第 4 条に規定する別表に掲げるものは、次の報告事象欄に掲げる事象である。ただし、投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとしてそれぞれの事象について軽微基準欄に掲げる基準に該当する場合における当該報告事象欄に掲げる事象を除く。 <table><tr><th>報告事象欄</th><th>軽微基準欄</th></tr><tr><td>1 発行会社の業務執行を決定する機関が、次に掲げる事項を行うことについての決定をした場合（当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。） (1) 〃（現行どおり） (12) (13) 事業の全部又は一部の譲渡又は譲受け</td><td>(a) 事業の一部を譲渡する場合 次に掲げるもののいずれにも該当すること。 イ 最近事業年度（発行会社が特定上場会社等（有価証券の取引等の規制に関する内閣府令第49条第 2 項に規定する特定上場会社等をいう。以下同じ。）である場合における当該発行会社に対する報告事象欄 1 及び 2 に係る軽微基準欄の規定の適用については、当該軽微基準欄の規定中「事業年度」とあるのは「連結会計年度」とする。）の末日における当該事業の譲渡に係る資産の帳簿価額が発行会社（特定上場会社等である場合にあつては、連結会社（発行会社を連結財務諸表提出会社とする連結会社をいう。以下同じ。）の同日における純資産額（資産の総額から負債の総額を控除して得た額（控除してなお控除しきれない金額がある場合には、当該控除しきれない金額はないものとする。）をいう。以下同じ。）（当該発行会社が特定上場会社等である場合にあつては、連結財務諸表における純資産額（以下「連結純資産額」という。）とし、以下、当該発行会社に対する報告事象欄 1 及び 2 に係る軽微基準欄の規定の適用については、当該軽微基準欄の規定中「純資産額」と</td></tr></table>	報告事象欄	軽微基準欄	1 発行会社の業務執行を決定する機関が、次に掲げる事項を行うことについての決定をした場合（当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。） (1) 〃（現行どおり） (12) (13) 事業の全部又は一部の譲渡又は譲受け	(a) 事業の一部を譲渡する場合 次に掲げるもののいずれにも該当すること。 イ 最近事業年度（発行会社が特定上場会社等（有価証券の取引等の規制に関する内閣府令第49条第 2 項に規定する特定上場会社等をいう。以下同じ。）である場合における当該発行会社に対する報告事象欄 1 及び 2 に係る軽微基準欄の規定の適用については、当該軽微基準欄の規定中「事業年度」とあるのは「連結会計年度」とする。）の末日における当該事業の譲渡に係る資産の帳簿価額が発行会社（特定上場会社等である場合にあつては、連結会社（発行会社を連結財務諸表提出会社とする連結会社をいう。以下同じ。）の同日における純資産額（資産の総額から負債の総額を控除して得た額（控除してなお控除しきれない金額がある場合には、当該控除しきれない金額はないものとする。）をいう。以下同じ。）（当該発行会社が特定上場会社等である場合にあつては、連結財務諸表における純資産額（以下「連結純資産額」という。）とし、以下、当該発行会社に対する報告事象欄 1 及び 2 に係る軽微基準欄の規定の適用については、当該軽微基準欄の規定中「純資産額」と	別 表 I. エマージング又はオーディナリーとして区分したグリーンシート銘柄及びフェニックス銘柄 第 3 条及び第 4 条に規定する別表に掲げるものは、次の報告事象欄に掲げる事象である。ただし、投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとしてそれぞれの事象について軽微基準欄に掲げる基準に該当する場合における当該報告事象欄に掲げる事象を除く。 <table><tr><th>報告事象欄</th><th>軽微基準欄</th></tr><tr><td>1 発行会社の業務執行を決定する機関が、次に掲げる事項を行うことについての決定をした場合（当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。） (1) 〃（省 略） (12) (13) 事業の全部又は一部の譲渡又は譲受け</td><td>(a) 事業の一部を譲渡する場合 次に掲げるもののいずれにも該当すること。 イ 最近事業年度の末日における当該事業の譲渡に係る資産の帳簿価額が同日における純資産額（資産の総額から負債の総額を控除して得た額（控除してなお控除しきれない金額がある場合には、当該控除しきれない金額はないものとする。）をいう。以下同じ。）の100分の30に相当する額未満であること。</td></tr></table>	報告事象欄	軽微基準欄	1 発行会社の業務執行を決定する機関が、次に掲げる事項を行うことについての決定をした場合（当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。） (1) 〃（省 略） (12) (13) 事業の全部又は一部の譲渡又は譲受け	(a) 事業の一部を譲渡する場合 次に掲げるもののいずれにも該当すること。 イ 最近事業年度の末日における当該事業の譲渡に係る資産の帳簿価額が同日における純資産額（資産の総額から負債の総額を控除して得た額（控除してなお控除しきれない金額がある場合には、当該控除しきれない金額はないものとする。）をいう。以下同じ。）の100分の30に相当する額未満であること。
報告事象欄	軽微基準欄								
1 発行会社の業務執行を決定する機関が、次に掲げる事項を行うことについての決定をした場合（当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。） (1) 〃（現行どおり） (12) (13) 事業の全部又は一部の譲渡又は譲受け	(a) 事業の一部を譲渡する場合 次に掲げるもののいずれにも該当すること。 イ 最近事業年度（発行会社が特定上場会社等（有価証券の取引等の規制に関する内閣府令第49条第 2 項に規定する特定上場会社等をいう。以下同じ。）である場合における当該発行会社に対する報告事象欄 1 及び 2 に係る軽微基準欄の規定の適用については、当該軽微基準欄の規定中「事業年度」とあるのは「連結会計年度」とする。）の末日における当該事業の譲渡に係る資産の帳簿価額が発行会社（特定上場会社等である場合にあつては、連結会社（発行会社を連結財務諸表提出会社とする連結会社をいう。以下同じ。）の同日における純資産額（資産の総額から負債の総額を控除して得た額（控除してなお控除しきれない金額がある場合には、当該控除しきれない金額はないものとする。）をいう。以下同じ。）（当該発行会社が特定上場会社等である場合にあつては、連結財務諸表における純資産額（以下「連結純資産額」という。）とし、以下、当該発行会社に対する報告事象欄 1 及び 2 に係る軽微基準欄の規定の適用については、当該軽微基準欄の規定中「純資産額」と								
報告事象欄	軽微基準欄								
1 発行会社の業務執行を決定する機関が、次に掲げる事項を行うことについての決定をした場合（当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。） (1) 〃（省 略） (12) (13) 事業の全部又は一部の譲渡又は譲受け	(a) 事業の一部を譲渡する場合 次に掲げるもののいずれにも該当すること。 イ 最近事業年度の末日における当該事業の譲渡に係る資産の帳簿価額が同日における純資産額（資産の総額から負債の総額を控除して得た額（控除してなお控除しきれない金額がある場合には、当該控除しきれない金額はないものとする。）をいう。以下同じ。）の100分の30に相当する額未満であること。								

新				旧			
		あるのは「<u>連結純資産額</u>とする。）」の100分の30に相当する額未満であること。 ロ 当該事業の譲渡の予定日の属する事業年度及び翌事業年度の各事業年度においていずれも当該事業の譲渡による<u>発行会社の売上高の減少額</u>が<u>当該発行会社の最近事業年度の売上高の100分の10に相当する額</u>未満であると見込まれること。 ハ 当該事業の譲渡の予定日の属する事業年度及び翌事業年度の各事業年度においていずれも当該事業の譲渡による<u>発行会社の経常利益</u>（<u>当該発行会社が特定上場会社等である場合における当該発行会社に対する報告事象欄 1 及び 2 に係る軽微基準欄の規定の適用については、当該軽微基準欄の規定中「経常利益」とあるのは「連結経常利益」とする。</u>）の増加額又は減少額が<u>当該発行会社の最近事業年度の経常利益金額の100分の30に相当する額</u>（当該最近事業年度において経常利益金額が10億円未満である場合には、<u>当該発行会社の最近 5 事業年度の経常利益</u>（当該 5 事業年度のうち経常利益が計上されていない事業年度については、経常利益金額をゼロとする。）の平均額の100分の30に相当する額。以下同じ。）未満であると見込まれること。 ニ 当該事業の譲渡の予定日の属する事業年度及び翌事業年度の各事業年度においていずれも当該事業の譲渡による<u>発行会社の当期純利益</u>（<u>当該発行会社が特定上場会社等である場合における当該発行会社に対する報告事象欄 1 及び 2 に係る軽微基準欄の規定中「当期純利益」とあるのは「連結当期純利益」とする。</u>）の増加額又は減少額が<u>当該発行会社の最近事業年度の当期純利益金額の100分の30に相当する額</u>（当該最近事業年度において当期純利益金額が10億円未満である場合には、<u>当該発行会社の最近 5 事業年度の当期純利益</u>（5 事業年度のうち当期純利益が計上されていない事業年度については、			ロ 当該事業の譲渡の予定日の属する事業年度及び翌事業年度の各事業年度においていずれも当該事業の譲渡による売上高の減少額が最近事業年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。 ハ 当該事業の譲渡の予定日の属する事業年度及び翌事業年度の各事業年度においていずれも当該事業の譲渡による経常利益の増加額又は減少額が最近事業年度の経常利益金額の100分の30に相当する額（最近事業年度において経常利益金額が10億円未満である場合には、最近 5 事業年度の経常利益（当該 5 事業年度のうち経常利益が計上されていない事業年度については、経常利益金額をゼロとする。）の平均額の100分の30に相当する額。以下同じ。）未満であると見込まれること。 ニ 当該事業の譲渡の予定日の属する事業年度及び翌事業年度の各事業年度においていずれも当該事業の譲渡による当期純利益の増加額又は減少額が最近事業年度の当期純利益金額の100分の30に相当する額（最近事業年度において当期純利益金額が10億円未満である場合には、最近 5 事業年度の当期純利益（5 事業年度のうち当期純利益が計上されていない事業年度については、当期純利益金額をゼロとする。）の平均額の100分の30に相当する額。以下同じ。）未満であると見込まれること。		

新			旧		
		当期純利益金額をゼロとする。)の平均額の100分の30に相当する額。以下同じ。)未満であると見込まれること。 (b) 事業の全部又は一部を譲り受ける場合 次に掲げるもののいずれにも該当すること。 イ 当該事業の譲受けによる<u>発行会社（特定上場会社等である場合にあっては、連結会社。以下この(b)において同じ。）の資産の増加額が当該発行会社の最近事業年度の末日における純資産額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。</u> ロ 当該事業の譲受けの予定日の属する事業年度及び翌事業年度の各事業年度においていずれも当該事業の譲受けによる<u>発行会社の売上高の増加額が当該発行会社の最近事業年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。</u> ハ 当該事業の譲受けの予定日の属する事業年度及び翌事業年度の各事業年度においていずれも当該事業の譲受けによる<u>発行会社の経常利益の増加額又は減少額が当該発行会社の最近事業年度の経常利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。</u> ニ 当該事業の譲受けの予定日の属する事業年度及び翌事業年度の各事業年度においていずれも当該事業の譲受けによる<u>発行会社の当期純利益の増加額又は減少額が当該発行会社の最近事業年度の当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。</u>			(b) 事業の全部又は一部を譲り受ける場合 次に掲げるもののいずれにも該当すること。 イ 当該事業の譲受けによる資産の増加額が最近事業年度の末日における純資産額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。 ロ 当該事業の譲受けの予定日の属する事業年度及び翌事業年度の各事業年度においていずれも当該事業の譲受けによる売上高の増加額が最近事業年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。 ハ 当該事業の譲受けの予定日の属する事業年度及び翌事業年度の各事業年度においていずれも当該事業の譲受けによる経常利益の増加額又は減少額が最近事業年度の経常利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。 ニ 当該事業の譲受けの予定日の属する事業年度及び翌事業年度の各事業年度においていずれも当該事業の譲受けによる当期純利益の増加額又は減少額が最近事業年度の当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。
(14)	(現行どおり)		(14)	(省 略)	
(15)	新製品又は新技術の企業化	新製品の販売又は新技術を利用する事業の開始予定日の属する事業年度開始の日から3年以内に開始する各事業年度においていずれも当該新製品又は新技術の企業化による <u>発行会社（特定上場会社等である場合にあっては、連結会社。以下この(15)において同じ。）の売上高の増加額が当該発行会社の最近事業年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれ、かつ、当該新製品の販売又は新技術を利用する事業の開始のため</u>	(15)	新製品又は新技術の企業化	新製品の販売又は新技術を利用する事業の開始予定日の属する事業年度開始の日から3年以内に開始する各事業年度においていずれも当該新製品又は新技術の企業化による売上高の増加額が最近事業年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれ、かつ、当該新製品の販売又は新技術を利用する事業の開始のために特別に支出する額の合計額が最近事業年度の末日における固定資産の帳簿価額の100分の10に相当する

新			旧		
	(16) 業務上の提携又は業務上の提携の解消	に特別に支出する額の合計額が<u>当該発行会社の最近事業年度の末日における固定資産の帳簿価額の100分の10に相当する額未満</u>であると見込まれること。 (a) 業務上の提携を行う場合 当該業務上の提携の予定日の属する事業年度開始の日から3年以内に開始する各事業年度においていずれも当該業務上の提携による<u>発行会社（特定上場会社等である場合にあっては、連結会社）の売上高の増加額が当該発行会社（特定上場会社等である場合にあっては、連結会社）の最近事業年度の売上高の100分の10に相当する額未満</u>であると見込まれ、かつ、次のイ又はロに掲げる場合においては、当該イ又はロのそれぞれに定める基準に該当すること。 イ 資本提携を伴う業務上の提携を行う場合 当該資本提携につき、相手方の会社の株式又は持分を新たに取得する場合にあっては、新たに取得する株式又は持分の取得価額が発行会社（<u>特定上場会社等である場合にあっては、連結会社</u>）の最近事業年度の末日における純資産額と資本金の額（<u>当該発行会社が特定上場会社等である場合にあっては、連結財務諸表における資本金の額（以下「連結資本金額」という。）とし、以下、当該発行会社に対する報告事象欄1及び2に係る軽微基準欄の規定の適用については、当該軽微基準欄の規定中「資本金の額」とあるのは「連結資本金額」とする。）</u>）とのいずれか少くない金額の100分の10に相当する額未満であると見込まれ、相手方に株式を新たに取得される場合にあっては、新たに取得される株式の数が<u>当該発行会社の最近事業年度（報告事象欄1(13)に係る軽微基準欄(a)イの規定にかかわらず、最近事業年度）の末日における発行済株式の総数の100分の5以下</u>であると見込まれること。 ロ 業務上の提携により他の会社と共同して新会社を設立する場合（当該新会社の設立が子会社の設立に該当する場合を除く。）		(16) 業務上の提携又は業務上の提携の解消	額未満であると見込まれること。 (a) 業務上の提携を行う場合 当該業務上の提携の予定日の属する事業年度開始の日から3年以内に開始する各事業年度においていずれも当該業務上の提携による売上高の増加額が最近事業年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれ、かつ、次のイ又はロに掲げる場合においては、当該イ又はロのそれぞれに定める基準に該当すること。 イ 資本提携を伴う業務上の提携を行う場合 当該資本提携につき、相手方の会社の株式又は持分を新たに取得する場合にあっては、新たに取得する株式又は持分の取得価額が発行会社の最近事業年度の末日における純資産額と資本金の額とのいずれか少くない金額の100分の10に相当する額未満であると見込まれ、相手方に株式を新たに取得される場合にあっては、新たに取得される株式の数が<u>発行会社の最近事業年度の末日における発行済株式の総数の100分の5以下</u>であると見込まれること。 ロ 業務上の提携により他の会社と共同して新会社を設立する場合（当該新会社の設立が子会社の設立に該当する場合を除く。）

新			旧		
		新会社の設立の予定日から３年以内に開始する当該新会社の各事業年度の末日における総資産の帳簿価額に新会社設立時の出資比率（所有する株式の数又は持分の価額を発行済株式の総数又は出資の総額で除して得た数値をいう。以下この１において同じ。）を乗じて得たものがいずれも発行会社（<u>特定上場会社等である場合にあっては、連結会社。以下このロにおいて同じ。</u>）の最近事業年度の末日における純資産額の100分の30に相当する額未満であると見込まれ、かつ、当該新会社の当該各事業年度における売上高に出資比率を乗じて得たものがいずれも<u>当該発行会社</u>の最近事業年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。 (b) 業務上の提携の解消を行う場合 当該業務上の提携の解消の予定日の属する事業年度開始の日から３年以内に開始する各事業年度においていずれも当該業務上の提携の解消による<u>発行会社（特定上場会社等である場合にあっては、連結会社）</u>の売上高の減少額が最近事業年度の<u>当該発行会社（特定上場会社等である場合にあっては、連結会社）</u>の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれ、かつ、次のイ又はロに掲げる場合においては、当該イ又はロのそれぞれに定める基準に該当すること。 イ 資本提携を伴う業務上の提携を解消する場合 当該資本提携の解消につき、相手方の会社の株式又は持分を取得している場合にあっては、取得している株式又は持分の帳簿価額が発行会社（<u>特定上場会社等である場合にあっては、連結会社</u>）の最近事業年度の末日における純資産額と資本金の額とのいずれか少くない金額の100分の10に相当する額未満であり、相手方に株式を取得されている場合にあっては、取得されている株式の数が<u>当該発行会社</u>の最近事業年度（<u>報告事象欄 1 (13) に係る軽微基準欄(a)イの規定に</u>		新会社の設立の予定日から３年以内に開始する当該新会社の各事業年度の末日における総資産の帳簿価額に新会社設立時の出資比率（所有する株式の数又は持分の価額を発行済株式の総数又は出資の総額で除して得た数値をいう。以下この１において同じ。）を乗じて得たものがいずれも発行会社の最近事業年度の末日における純資産額の100分の30に相当する額未満であると見込まれ、かつ、当該新会社の当該各事業年度における売上高に出資比率を乗じて得たものがいずれも<u>発行会社</u>の最近事業年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。 (b) 業務上の提携の解消を行う場合 当該業務上の提携の解消の予定日の属する事業年度開始の日から３年以内に開始する各事業年度においていずれも当該業務上の提携の解消による売上高の減少額が最近事業年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれ、かつ、次のイ又はロに掲げる場合においては、当該イ又はロのそれぞれに定める基準に該当すること。 イ 資本提携を伴う業務上の提携を解消する場合 当該資本提携の解消につき、相手方の会社の株式又は持分を取得している場合にあっては、取得している株式又は持分の帳簿価額が発行会社の最近事業年度の末日における純資産額と資本金の額とのいずれか少くない金額の100分の10に相当する額未満であり、相手方に株式を取得されている場合にあっては、取得されている株式の数が<u>発行会社</u>の最近事業年度の末日における発行済株式の総数の100分の５以下であること。	

新				旧			
		かかわらず、最近事業年度)の末日における発行済株式の総数の100分の5以下であること。 ロ 他の会社と共同して新会社を設立して行っている業務上の提携を解消する場合 新会社の最近事業年度の末日における当該新会社の総資産の帳簿価額に出資比率を乗じて得たものが発行会社(特定上場会社等である場合にあっては、連結会社。以下このロにおいて同じ。)の最近事業年度の末日における純資産額の100分の30に相当する額未満であり、かつ、当該新会社の最近事業年度の売上高に出資比率を乗じて得たものが当該発行会社の最近事業年度の売上高の100分の10に相当する額未満であること。				ロ 他の会社と共同して新会社を設立して行っている業務上の提携を解消する場合 新会社の最近事業年度の末日における当該新会社の総資産の帳簿価額に出資比率を乗じて得たものが発行会社の最近事業年度の末日における純資産額の100分の30に相当する額未満であり、かつ、当該新会社の最近事業年度の売上高に出資比率を乗じて得たものが発行会社の最近事業年度の売上高の100分の10に相当する額未満であること。	
(17)	子会社(金融商品取引法(以下「金商法」という。)第166条第5項に規定する子会社をいう。以下同じ。)の異動を伴う株式又は持分の譲渡又は取得その他の子会社の異動を伴う事項	次に掲げるもの(発行会社が子会社取得(子会社でなかった会社の発行する株式又は持分を取得する方法その他の方法(金商法第27条の3第1項に規定する公開買付けによるものを除く。))により、当該会社を子会社とすることをいう。以下同じ。)を行う場合以外の場合にあっては、(h)を除く。)のいずれにも該当する子会社の異動を伴うものであること。 (a) 子会社又は新たに子会社となる会社の最近事業年度の末日における総資産の帳簿価額(新たに子会社を設立する場合には、子会社の設立の予定日から3年以内に開始する当該子会社の各事業年度の末日における総資産の帳簿価額の見込額)が発行会社(特定上場会社等である場合にあっては、連結会社)の最近事業年度の末日における純資産額の100分の30に相当する額未満であること。 (b) 子会社又は新たに子会社となる会社の最近事業年度の売上高(新たに子会社を設立する場合には、子会社の設立の予定日から3年以内に開始する当該子会社の各事業年度の売上高の見込額)が発行会社(特定上場会社等である場合にあっては、連結会社)の最近事業年度の売上高の100分の10に相当する額未満であること。 (c) 子会社又は新たに子会社となる会社の最近事業年度の経		(17)	子会社(金融商品取引法(以下「金商法」という。)第166条第5項に規定する子会社をいう。以下同じ。)の異動を伴う株式又は持分の譲渡又は取得その他の子会社の異動を伴う事項	次に掲げるもの(発行会社が子会社取得(子会社でなかった会社の発行する株式又は持分を取得する方法その他の方法(金商法第27条の3第1項に規定する公開買付けによるものを除く。))により、当該会社を子会社とすることをいう。以下同じ。)を行う場合以外の場合にあっては、(h)を除く。)のいずれにも該当する子会社の異動を伴うものであること。 (a) 子会社又は新たに子会社となる会社の最近事業年度の末日における総資産の帳簿価額(新たに子会社を設立する場合には、子会社の設立の予定日から3年以内に開始する当該子会社の各事業年度の末日における総資産の帳簿価額の見込額)が発行会社の最近事業年度の末日における純資産額の100分の30に相当する額未満であること。 (b) 子会社又は新たに子会社となる会社の最近事業年度の売上高(新たに子会社を設立する場合には、子会社の設立の予定日から3年以内に開始する当該子会社の各事業年度の売上高の見込額)が発行会社の最近事業年度の売上高の100分の10に相当する額未満であること。 (c) 子会社又は新たに子会社となる会社の最近事業年度の経	

新			旧		
		常利益金額（新たに子会社を設立する場合には、子会社の設立の予定日から３年以内に開始する当該子会社の各事業年度の経常利益金額の見込額）が発行会社（<u>特定上場会社等である場合にあっては、連結会社</u>）の最近事業年度の経常利益金額の100分の30に相当する額未満であること。 (d) 子会社又は新たに子会社となる会社の最近事業年度の当期純利益金額（新たに子会社を設立する場合には、子会社の設立の予定日から３年以内に開始する当該子会社の各事業年度の当期純利益金額の見込額）が発行会社（<u>特定上場会社等である場合にあっては、連結会社</u>）の最近事業年度の当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であること。 (e) 発行会社の最近事業年度（<u>報告事象欄 1 (13)に係る軽微基準欄(a)イの規定にかかわらず、最近事業年度。以下この(e)において同じ。</u>）における子会社又は新たに子会社となる会社からの仕入高（新たに子会社を設立する場合には、子会社の設立の予定日から３年以内に開始する発行会社の各事業年度（<u>報告事象欄 1 (13)に係る軽微基準欄(a)イの規定にかかわらず、各事業年度</u>）における当該子会社からの仕入高の見込額）が発行会社の最近事業年度の仕入高の総額の100分の10に相当する額未満であること。 (f) 発行会社の最近事業年度（<u>報告事象欄 1 (13)に係る軽微基準欄(a)イの規定にかかわらず、最近事業年度。以下この(f)において同じ。</u>）における子会社又は新たに子会社となる会社に対する売上高（新たに子会社を設立する場合には、子会社の設立の予定日から３年以内に開始する発行会社の各事業年度（<u>報告事象欄 1 (13)に係る軽微基準欄(a)イの規定にかかわらず、各事業年度</u>）における当該子会社に対する売上高の見込額）が発行会社の最近事業年度の売上高の総額の100分の10に相当する額未満であること。 (g) （現行どおり） (h) 子会社取得に係る対価の額（子会社取得の対価として支払った、又は支払うべき額の合計額をいう。以下同じ。）に当			常利益金額（新たに子会社を設立する場合には、子会社の設立の予定日から３年以内に開始する当該子会社の各事業年度の経常利益金額の見込額）が発行会社の最近事業年度の経常利益金額の100分の30に相当する額未満であること。 (d) 子会社又は新たに子会社となる会社の最近事業年度の当期純利益金額（新たに子会社を設立する場合には、子会社の設立の予定日から３年以内に開始する当該子会社の各事業年度の当期純利益金額の見込額）が発行会社の最近事業年度の当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であること。 (e) 発行会社の最近事業年度における子会社又は新たに子会社となる会社からの仕入高（新たに子会社を設立する場合には、子会社の設立の予定日から３年以内に開始する発行会社の各事業年度における当該子会社からの仕入高の見込額）が発行会社の最近事業年度の仕入高の総額の100分の10に相当する額未満であること。 (f) 発行会社の最近事業年度における子会社又は新たに子会社となる会社に対する売上高（新たに子会社を設立する場合には、子会社の設立の予定日から３年以内に開始する発行会社の各事業年度における当該子会社に対する売上高の見込額）が発行会社の最近事業年度の売上高の総額の100分の10に相当する額未満であること。 (g) （省 略） (h) 子会社取得に係る対価の額（子会社取得の対価として支払った、又は支払うべき額の合計額をいう。以下同じ。）に当

新

		該子会社取得の一連の行為として行った、又は行うことが発行会社の業務執行を決定する機関により決定された当該発行会社による他の子会社取得に係る対価の額の合計額を合算した額が発行会社の最近事業年度（<u>報告事象欄 1 (13)に係る軽微基準欄(a)イの規定にかかわらず、最近事業年度</u>）の末日における純資産額（<u>報告事象欄 1 (13)に係る軽微基準欄(a)イの規定にかかわらず、純資産額</u>）の100分の15に相当する額未満であること。			
(18)	固定資産（法人税法第2条第22号に掲げる固定資産をいう。以下同じ。）の譲渡又は取得	(a) 固定資産を譲渡する場合 次に掲げるもののいずれにも該当すること。 イ <u>発行会社（特定上場会社等である場合にあつては、連結会社。以下この(a)において同じ。）</u>の最近事業年度の末日における当該固定資産の帳簿価額が<u>当該発行会社</u>の同日における純資産額の100分の30に相当する額未満であること。 ロ 当該固定資産の譲渡の予定日の属する事業年度において当該固定資産の譲渡による<u>発行会社</u>の経常利益の増加額又は減少額が<u>当該発行会社</u>の最近事業年度の経常利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。 ハ 当該固定資産の譲渡の予定日の属する事業年度において当該固定資産の譲渡による当期純利益の<u>発行会社</u>の増加額又は減少額が<u>当該発行会社</u>の最近事業年度の当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。 (b) 固定資産を取得する場合 当該固定資産の取得価額が発行会社（<u>特定上場会社等である場合にあつては、連結会社</u>）の最近事業年度の末日における純資産額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。		(18)	固定資産（法人税法第2条第22号に掲げる固定資産をいう。以下同じ。）の譲渡又は取得
(19)	リースによる固定資産の賃貸借	(a) リースによる固定資産の賃貸を行う場合 <u>発行会社（特定上場会社等である場合にあつては、連結会社。以下この(a)において同じ。）</u>の最近事業年度の末日における当該固定資産の帳簿価額が、		(19)	リースによる固定資産の賃貸借

旧

		該子会社取得の一連の行為として行った、又は行うことが発行会社の業務執行を決定する機関により決定された当該発行会社による他の子会社取得に係る対価の額の合計額を合算した額が当該発行会社の最近事業年度の末日における純資産額の100分の15に相当する額未満であること。			
(a)	固定資産を譲渡する場合	次に掲げるもののいずれにも該当すること。 イ 発行会社の最近事業年度の末日における当該固定資産の帳簿価額が同日における純資産額の100分の30に相当する額未満であること。 ロ 当該固定資産の譲渡の予定日の属する事業年度において当該固定資産の譲渡による経常利益の増加額又は減少額が<u>発行会社</u>の最近事業年度の経常利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。 ハ 当該固定資産の譲渡の予定日の属する事業年度において当該固定資産の譲渡による当期純利益の増加額又は減少額が<u>発行会社</u>の最近事業年度の当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。 (b) 固定資産を取得する場合 当該固定資産の取得価額が発行会社の最近事業年度の末日における純資産額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。		(a)	固定資産を譲渡する場合
(a)	リースによる固定資産の賃貸を行う場合	発行会社の最近事業年度の末日における当該固定資産の帳簿価額が、同日における純資産額の100分の30に相当する額未満であること。		(a)	リースによる固定資産の賃貸を行う場合

新			旧		
		当該発行会社の同日における純資産額の100分の30に相当する額未満であること。 (b) リースによる固定資産の賃借を行う場合 当該固定資産のリース金額の総額が発行会社(特定上場会社等である場合にあつては、<u>連結会社</u>)の最近事業年度の末日における純資産額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。 次に掲げるもののいずれにも該当すること。 (a) 事業の全部又は一部の休止又は廃止の予定日の属する事業年度開始の日から3年以内に開始する各事業年度においていずれも当該休止又は廃止による<u>発行会社(特定上場会社等である場合にあつては、連結会社。以下この(a)において同じ。)</u>の売上高の減少額が最近事業年度の<u>当該発行会社</u>の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。 (b) 事業の全部又は一部の休止又は廃止の予定日の属する事業年度開始の日から3年以内に開始する各事業年度においていずれも当該休止又は廃止による<u>発行会社(特定上場会社等である場合にあつては、連結会社。以下この(b)において同じ。)</u>の経常利益の増加額又は減少額が<u>当該発行会社</u>の最近事業年度の経常利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。 (c) 事業の全部又は一部の休止又は廃止の予定日の属する事業年度開始の日から3年以内に開始する各事業年度においていずれも当該休止又は廃止による<u>発行会社(特定上場会社等である場合にあつては、連結会社。以下この(c)において同じ。)</u>の当期純利益の増加額又は減少額が最近事業年度の<u>当該発行会社</u>の当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。			(b) リースによる固定資産の賃借を行う場合 当該固定資産のリース金額の総額が発行会社の最近事業年度の末日における純資産額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。 次に掲げるもののいずれにも該当すること。 (a) 事業の全部又は一部の休止又は廃止の予定日の属する事業年度開始の日から3年以内に開始する各事業年度においていずれも当該休止又は廃止による売上高の減少額が最近事業年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。 (b) 事業の全部又は一部の休止又は廃止の予定日の属する事業年度開始の日から3年以内に開始する各事業年度においていずれも当該休止又は廃止による経常利益の増加額又は減少額が最近事業年度の経常利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。 (c) 事業の全部又は一部の休止又は廃止の予定日の属する事業年度開始の日から3年以内に開始する各事業年度においていずれも当該休止又は廃止による当期純利益の増加額又は減少額が最近事業年度の当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。
(21) (現行どおり)			(21) (省 略)		
(22) 新たな事業の開始(新商品の販売又は新たな役務の提供の企業化を含む。以下同じ。)		新たな事業の開始の予定日の属する事業年度開始の日から3年以内に開始する各事業年度においていずれも当該新たな事業の開始による<u>発行会社(特定上場会社等である場合にあつては、連結会社。以下この(22)において同じ。)</u>の売上高の増加額が	(22) 新たな事業の開始(新商品の販売又は新たな役務の提供の企業化を含む。以下同じ。)		新たな事業の開始の予定日の属する事業年度開始の日から3年以内に開始する各事業年度においていずれも当該新たな事業の開始による売上高の増加額が最近事業年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれ、かつ、当該新たな事

新			旧		
		最近事業年度の <u>当該発行会社の</u> 売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれ、かつ、当該新たな事業の開始のために特別に支出する額の合計額が <u>当該発行会社の最近事業年度の末日における固定資産の帳簿価額の100分の10に相当する額未満</u> であると見込まれること。			業の開始のために特別に支出する額の合計額が最近事業年度の末日における固定資産の帳簿価額の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。
(23)	〃（現行どおり）		(23)	〃（省 略）	
(26)			(26)		
(27)	人員削減等の合理化	次に掲げるもののいずれにも該当すること。 (a) 合理化の実施の予定日の属する事業年度開始の日から3年以内に開始する各事業年度においていずれも当該合理化の実施による <u>発行会社（特定上場会社等である場合にあつては、連結会社。以下この(a)において同じ。）</u> の売上高の減少額が <u>当該発行会社の最近事業年度の売上高の100分の10に相当する額未満</u> であると見込まれること。 (b) 合理化の実施の予定日の属する事業年度開始の日から3年以内に開始する各事業年度においていずれも当該合理化の実施による <u>発行会社（特定上場会社等である場合にあつては、連結会社。以下この(b)において同じ。）</u> の経常利益の増加額又は減少額が <u>当該発行会社の最近事業年度の経常利益金額の100分の30に相当する額未満</u> であると見込まれること。 (c) 合理化の実施の予定日の属する事業年度開始の日から3年以内に開始する各事業年度においていずれも当該合理化の実施による <u>発行会社（特定上場会社等である場合にあつては、連結会社。以下この(c)において同じ。）</u> の当期純利益の増加額又は減少額が <u>当該発行会社の最近事業年度の当期純利益金額の100分の30に相当する額未満</u> であると見込まれること。	(27)	人員削減等の合理化	次に掲げるもののいずれにも該当すること。 (a) 合理化の実施の予定日の属する事業年度開始の日から3年以内に開始する各事業年度においていずれも当該合理化の実施による売上高の減少額が最近事業年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。 (b) 合理化の実施の予定日の属する事業年度開始の日から3年以内に開始する各事業年度においていずれも当該合理化の実施による経常利益の増加額又は減少額が最近事業年度の経常利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。 (c) 合理化の実施の予定日の属する事業年度開始の日から3年以内に開始する各事業年度においていずれも当該合理化の実施による当期純利益の増加額又は減少額が最近事業年度の当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。
(28)	〃（現行どおり）		(28)	〃（省 略）	
(31)			(31)		
(32)	特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（平成11年法律第158号）に基づく特定調停手続による調停の申立て	発行会社の希望する調停条項において調停の対象となる金銭債務の総額が、 <u>発行会社（特定上場会社等である場合にあつては、連結会社）</u> の最近事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額未満で	(32)	特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（平成11年法律第158号）に基づく特定調停手続による調停の申立て	発行会社の希望する調停条項において調停の対象となる金銭債務の総額が、最近事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額未満であること。

新				旧			
		あること。					
(33)	〃（現行どおり）			(33)	〃（省 略）		
(39)				(39)			
2	次に掲げる事実が発生した場合	次に掲げるもののいずれにも該当すること。		2	次に掲げる事実が発生した場合	次に掲げるもののいずれにも該当すること。	
(1)	災害に起因する損害又は業務遂行の過程で生じた損害	(a) 災害に起因する損害又は業務遂行の過程で生じた損害の額が <u>発行会社（特定上場会社等である場合にあつては、連結会社）</u> の最近事業年度の末日における純資産額の100分の3に相当する額未満であると見込まれること。 (b) 災害に起因する損害又は業務遂行の過程で生じた損害の額が <u>発行会社（特定上場会社等である場合にあつては、連結会社）</u> の最近事業年度の経常利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。 (c) 災害に起因する損害又は業務遂行の過程で生じた損害の額が <u>発行会社（特定上場会社等である場合にあつては、連結会社）</u> の最近事業年度の当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。		(1)	災害に起因する損害又は業務遂行の過程で生じた損害	(a) 災害に起因する損害又は業務遂行の過程で生じた損害の額が最近事業年度の末日における純資産額の100分の3に相当する額未満であると見込まれること。 (b) 災害に起因する損害又は業務遂行の過程で生じた損害の額が最近事業年度の経常利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。 (c) 災害に起因する損害又は業務遂行の過程で生じた損害の額が最近事業年度の当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。	
(2)	（現行どおり）			(2)	（省 略）		
(3)	（現行どおり）			(3)	（省 略）		
(4)	財産権上の請求に係る訴えが提起されたこと又は当該訴えについて判決があったこと若しくは当該訴えに係る訴訟の全部若しくは一部が裁判によらずに完結したこと。	(a) 訴えが提起された場合 訴訟の目的の価額が <u>発行会社（特定上場会社等である場合にあつては、連結会社。以下この(a)において同じ。）</u> の最近事業年度の末日における純資産額の100分の15に相当する額未満であり、かつ、当該請求が当該訴えの提起後直ちに訴えのとおり認められて敗訴したとした場合、当該訴えの提起された日の属する事業年度開始の日から3年以内に開始する各事業年度においていずれも当該敗訴による <u>当該発行会社の売上高の減少額が当該発行会社の最近事業年度の売上高の100分の10に相当する額未満</u> であると見込まれること。 (b) 訴えについて判決があった場合又は訴えに係る訴訟の全部若しくは一部が裁判によらずに完結した場合 前(a)に掲げる基準に該当する訴えの提起に係る判決等（訴えについて判決があったこと又は訴えに係る訴訟の全部若しくは一部が裁判によらずに		(4)	財産権上の請求に係る訴えが提起されたこと又は当該訴えについて判決があったこと若しくは当該訴えに係る訴訟の全部若しくは一部が裁判によらずに完結したこと。	(a) 訴えが提起された場合 訴訟の目的の価額が最近事業年度の末日における純資産額の100分の15に相当する額未満であり、かつ、当該請求が当該訴えの提起後直ちに訴えのとおり認められて敗訴したとした場合、当該訴えの提起された日の属する事業年度開始の日から3年以内に開始する各事業年度においていずれも当該敗訴による売上高の減少額が最近事業年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。 (b) 訴えについて判決があった場合又は訴えに係る訴訟の全部若しくは一部が裁判によらずに完結した場合 前(a)に掲げる基準に該当する訴えの提起に係る判決等（訴えについて判決があったこと又は訴えに係る訴訟の全部若しくは一部が裁判によらずに	

新			旧		
		完結したことをいう。以下この(b)において同じ。) の場合又は前(a)に掲げる基準に該当しない訴えの提起に係る訴訟の一部が裁判によらずに完結した場合であって、次のいずれにも該当すること。 イ 判決等により発行会社(特定上場会社等である場合にあっては、連結会社。以下この(b)において同じ。) の給付する財産の額が<u>当該発行会社の最近事業年度の末日における純資産額の100分の3に相当する額未満</u>であると見込まれること。 ロ 判決等の日の属する事業年度開始の日から3年以内に開始する各事業年度においていずれも当該判決等による<u>発行会社の売上高の減少額が当該発行会社の最近事業年度の売上高の100分の10に相当する額未満</u>であると見込まれること。 ハ 判決等の日の属する事業年度開始の日から3年以内に開始する各事業年度においていずれも当該判決等による<u>発行会社の経常利益の減少額が当該発行会社の最近事業年度の経常利益金額の100分の30に相当する額未満</u>であると見込まれること。 ニ 判決等の日の属する事業年度開始の日から3年以内に開始する各事業年度においていずれも当該判決等による<u>発行会社の当期純利益の減少額が当該発行会社の最近事業年度の当期純利益金額の100分の30に相当する額未満</u>であると見込まれること。 (5) 事業の差止めその他これに準ずる処分を求める仮処分命令の申立てがなされたこと又は当該申立てについて裁判があったこと若しくは当該申立てに係る手続の全部若しくは一部が裁判によらずに完結したこと。			完結したことをいう。以下この(b)において同じ。) の場合又は前(a)に掲げる基準に該当しない訴えの提起に係る訴訟の一部が裁判によらずに完結した場合であって、次のいずれにも該当すること。 イ 判決等により発行会社の給付する財産の額が最近事業年度の末日における純資産額の100分の3に相当する額未満であると見込まれること。 ロ 判決等の日の属する事業年度開始の日から3年以内に開始する各事業年度においていずれも当該判決等による売上高の減少額が最近事業年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。 ハ 判決等の日の属する事業年度開始の日から3年以内に開始する各事業年度においていずれも当該判決等による経常利益の減少額が最近事業年度の経常利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。 ニ 判決等の日の属する事業年度開始の日から3年以内に開始する各事業年度においていずれも当該判決等による当期純利益の減少額が最近事業年度の当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。 (a) 仮処分命令の申立てがなされた場合 当該仮処分命令が当該申立て後直ちに申立てのとおり発せられたとした場合、当該申立ての日の属する事業年度開始の日から3年以内に開始する各事業年度においていずれも当該仮処分命令による<u>発行会社(特定上場会社等である場合にあっては、連結会社。以下この(a)において同じ。)の売上高の減少額が当該発行会社の最近事業年度の売上高の100分の10に相当する額未満</u>であると見込まれること。 (b) 仮処分命令の申立てについ

新				旧			
		ての裁判があった場合又は当該申立てに係る手続の全部若しくは一部が裁判によらずに完結した場合 前(a)に掲げる基準に該当する申立てについての裁判等（申立てについて裁判があったこと又は当該申立てに係る手続の全部若しくは一部が裁判によらずに完結したことをいう。以下この(b)において同じ。）の場合又は前(a)に掲げる基準に該当しない申立てに係る手続の一部が裁判によらずに完結した場合であって、次のいずれにも該当すること。 イ 裁判等の日の属する事業年度開始の日から３年以内に開始する各事業年度においていずれも当該裁判等による<u>発行会社（特定上場会社等である場合にあつては、連結会社。以下この(b)において同じ。）</u>の売上高の減少額が<u>当該発行会社の最近事業年度の売上高の100分の10</u>に相当する額未満であると見込まれること。 ロ 裁判等の日の属する事業年度開始の日から３年以内に開始する各事業年度においていずれも当該裁判等による<u>発行会社の経常利益の減少額が当該発行会社の最近事業年度の経常利益金額の100分の30</u>に相当する額未満であると見込まれること。 ハ 裁判等の日の属する事業年度開始の日から３年以内に開始する各事業年度においていずれも当該裁判等による<u>発行会社の当期純利益の減少額が当該発行会社の最近事業年度の当期純利益金額の100分の30</u>に相当する額未満であると見込まれること。			ての裁判があった場合又は当該申立てに係る手続の全部若しくは一部が裁判によらずに完結した場合 前(a)に掲げる基準に該当する申立てについての裁判等（申立てについて裁判があったこと又は当該申立てに係る手続の全部若しくは一部が裁判によらずに完結したことをいう。以下この(b)において同じ。）の場合又は前(a)に掲げる基準に該当しない申立てに係る手続の一部が裁判によらずに完結した場合であって、次のいずれにも該当すること。 イ 裁判等の日の属する事業年度開始の日から３年以内に開始する各事業年度においていずれも当該裁判等による売上高の減少額が最近事業年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。 ロ 裁判等の日の属する事業年度開始の日から３年以内に開始する各事業年度においていずれも当該裁判等による経常利益の減少額が最近事業年度の経常利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。 ハ 裁判等の日の属する事業年度開始の日から３年以内に開始する各事業年度においていずれも当該裁判等による当期純利益の減少額が最近事業年度の当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。		
(6)	免許の取消し、事業の停止その他これらに準ずる行政庁による法令に基づく処分又は行政庁による法令違反に係る告発	(a)	法令に基づく処分を受けた場合 法令に基づく処分を受けた日の属する事業年度開始の日から３年以内に開始する各事業年度においていずれも当該処分による <u>発行会社（特定上場会社等である場合にあつては、連結会社。以下この(a)において同じ。）</u> の売上高の減少額が <u>当該発行会社の最近事業年度の売上高の100分の10</u> に相当する額未満であると見込まれること。	(6)	免許の取消し、事業の停止その他これらに準ずる行政庁による法令に基づく処分又は行政庁による法令違反に係る告発	(a)	法令に基づく処分を受けた場合 法令に基づく処分を受けた日の属する事業年度開始の日から３年以内に開始する各事業年度においていずれも当該処分による売上高の減少額が最近事業年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。

新			旧		
		(b) 法令違反に係る告発がなされた場合 行政庁により法令違反に係る告発がなされた事業部門等の最近事業年度の売上高が発行会社 <u>(特定上場会社等である場合にあっては、連結会社)</u> の当該事業年度の売上高の100分の10に相当する額未満であること。			(b) 法令違反に係る告発がなされた場合 行政庁により法令違反に係る告発がなされた事業部門等の最近事業年度の売上高が発行会社の当該事業年度の売上高の100分の10に相当する額未満であること。
(7)	〃 (現行どおり)		(7)	〃 (省 略)	
(10)			(10)		
(11)	債務者又は保証債務に係る主たる債務者について不渡り等、破産手続開始の申立て等その他これらに準ずる事実が生じたことにより、当該債務者に対する売掛金、貸付金その他の債権又は当該保証債務を履行した場合における当該主たる債務者に対する求償権について債務の不履行のおそれが生じたこと。	次に掲げるもののいずれにも該当すること。 (a) 売掛金、貸付金その他の債権又は求償権について当該債務の不履行のおそれのある額が発行会社 <u>(特定上場会社等である場合にあっては、連結会社)</u> の最近事業年度の末日における純資産額の100分の3に相当する額未満であると見込まれること。 (b) 売掛金、貸付金その他の債権又は求償権について当該債務の不履行のおそれのある額が発行会社 <u>(特定上場会社等である場合にあっては、連結会社)</u> の最近事業年度の経常利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。 (c) 売掛金、貸付金その他の債権又は求償権について当該債務の不履行のおそれのある額が発行会社 <u>(特定上場会社等である場合にあっては、連結会社)</u> の最近事業年度の当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。	(11)	債務者又は保証債務に係る主たる債務者について不渡り等、破産手続開始の申立て等その他これらに準ずる事実が生じたことにより、当該債務者に対する売掛金、貸付金その他の債権又は当該保証債務を履行した場合における当該主たる債務者に対する求償権について債務の不履行のおそれが生じたこと。	次に掲げるもののいずれにも該当すること。 (a) 売掛金、貸付金その他の債権又は求償権について当該債務の不履行のおそれのある額が最近事業年度の末日における純資産額の100分の3に相当する額未満であると見込まれること。 (b) 売掛金、貸付金その他の債権又は求償権について当該債務の不履行のおそれのある額が最近事業年度の経常利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。 (c) 売掛金、貸付金その他の債権又は求償権について当該債務の不履行のおそれのある額が最近事業年度の当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。
(12)	主要取引先（前事業年度における売上高又は仕入高が売上高の総額又は仕入高の総額の100分の10以上である取引先をいう。以下同じ。）との取引の停止又は同一事由による若しくは同一時期における複数の取引先との取引の停止	取引先との取引の停止の日の属する事業年度開始の日から3年以内に開始する各事業年度においていずれも当該取引の停止による発行会社 <u>(特定上場会社等である場合にあっては、連結会社)</u>。以下この(12)において同じ。)の売上高の減少額が当該発行会社の最近事業年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。	(12)	主要取引先（前事業年度における売上高又は仕入高が売上高の総額又は仕入高の総額の100分の10以上である取引先をいう。以下同じ。）との取引の停止又は同一事由による若しくは同一時期における複数の取引先との取引の停止	取引先との取引の停止の日の属する事業年度開始の日から3年以内に開始する各事業年度においていずれも当該取引の停止による売上高の減少額が最近事業年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。
(13)	債権者による債務の免除若しくは返済期限の延長又は第三者による債務の引受け若しくは弁済	次に掲げるもののいずれにも該当すること。 (a) 債務の免除の額又は債務の引受け若しくは弁済の額（債務の返済期限の延長の場合には、当該債務の額）が発行会社 <u>(特定上場会社等である場合にあ</u>	(13)	債権者による債務の免除若しくは返済期限の延長又は第三者による債務の引受け若しくは弁済	次に掲げるもののいずれにも該当すること。 (a) 債務の免除の額又は債務の引受け若しくは弁済の額（債務の返済期限の延長の場合には、当該債務の額）が最近事業年度の末日における債務の総額の

新			旧		
		つては、<u>連結会社</u>) の最近事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額未満であること。 (b) 債務の免除若しくは債務の返済期限の延長又は債務の引受け若しくは弁済による<u>発行会社</u> (特定上場会社等である場合にあっては、<u>連結会社</u>。以下この(b)において同じ。) の経常利益の増加額が<u>当該発行会社</u> の最近事業年度の経常利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。 (c) 債務の免除若しくは債務の返済期限の延長又は債務の引受け若しくは弁済による<u>発行会社</u> (特定上場会社等である場合にあっては、<u>連結会社</u>。以下この(c)において同じ。) の当期純利益の増加額が<u>当該発行会社</u> の最近事業年度の当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。			100分の10に相当する額未満であること。 (b) 債務の免除若しくは債務の返済期限の延長又は債務の引受け若しくは弁済による経常利益の増加額が最近事業年度の経常利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。 (c) 債務の免除若しくは債務の返済期限の延長又は債務の引受け若しくは弁済による当期純利益の増加額が最近事業年度の当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。
(14)	資源の発見	発見された資源の採掘又は採取を開始する事業年度開始の日から3年以内に開始する各事業年度においていずれも当該資源を利用する事業による<u>発行会社</u> (特定上場会社等である場合にあっては、<u>連結会社</u>。以下この(14)において同じ。) の売上高の増加額が<u>当該発行会社</u> の最近事業年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。	(14)	資源の発見	発見された資源の採掘又は採取を開始する事業年度開始の日から3年以内に開始する各事業年度においていずれも当該資源を利用する事業による売上高の増加額が最近事業年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。
(15)	(現行どおり)		(15)	(省 略)	
(16)	(現行どおり)		(16)	(省 略)	
(17)	保有有価証券（当該発行会社の子会社株式以外の国内の取引所金融商品市場に上場している有価証券に限る。）の全部又は一部について、事業年度又は中間会計期間の末日における時価額（当該日の取引所金融商品市場における最終価格（当該最終価格がないときは、その日前における直近の取引所金融商品市場における最終価格）により算出した価額）が帳簿価額を下回ったこと（当該発行会社が有価証券の評価方法として原価法を採用している場合に限る。）	次に掲げるもののいずれにも該当すること。 (a) 各有価証券について時価額が帳簿価額を下回っている金額を合計した額が、<u>発行会社</u> (特定上場会社等である場合にあっては、<u>連結会社</u>) の最近事業年度の経常利益金額の100分の30に相当する額未満であること。 (b) 各有価証券について時価額が帳簿価額を下回っている金額を合計した額が、<u>発行会社</u> (特定上場会社等である場合にあっては、<u>連結会社</u>) の最近事業年度の当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であること。	(17)	保有有価証券（当該発行会社の子会社株式以外の国内の取引所金融商品市場に上場している有価証券に限る。）の全部又は一部について、事業年度又は中間会計期間の末日における時価額（当該日の取引所金融商品市場における最終価格（当該最終価格がないときは、その日前における直近の取引所金融商品市場における最終価格）により算出した価額）が帳簿価額を下回ったこと（当該発行会社が有価証券の評価方法として原価法を採用している場合に限る。）	次に掲げるもののいずれにも該当すること。 (a) 各有価証券について時価額が帳簿価額を下回っている金額を合計した額が、最近事業年度の経常利益金額の100分の30に相当する額未満であること。 (b) 各有価証券について時価額が帳簿価額を下回っている金額を合計した額が、最近事業年度の当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であること。
(18)	〃（現行どおり）		(18)	〃（省 略）	
(26)			(26)		

新			旧		
	3 発行会社が親会社を有している場合は、2の(26)に掲げる事実には、次に掲げる事実を含むものとする。ただし、当該親会社が国内の取引所金融商品市場に上場されている株券の発行者である場合その他本協会が適当と認める者である場合は、この限りでない。 (1) (現行どおり) (3) (現行どおり) 4 当該発行会社の売上高、経常利益若しくは純利益又は<u>当該発行会社</u>の属する企業集団の売上高、経常利益若しくは純利益について、公表がされた直近の予想値（当該予想値がない場合は、公表がされた前事業年度又は前連結会計年度の実績値）に比較して当該発行会社が新たに算出した予想値又は当事業年度若しくは当連結会計年度の決算において差異（投資者の投資判断に及ぼす影響が重要なものとして次に定める基準（<u>当該発行会社が特定上場会社等である場合の当該発行会社の売上高、経常利益又は純利益</u>にあつては、(1)から(3)までに定める基準を除く。）に該当するものに限る。）が生じた場合 (1) (現行どおり) (6) (現行どおり) 7 発行会社の子会社の業務執行を決定する機関が、当該子会社について次に掲げる事項を行うことについての決定をした場合（当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。） (1) 株式交換			3 発行会社が親会社を有している場合は、2の(25)に掲げる事実には、次に掲げる事実を含むものとする。ただし、当該親会社が国内の取引所金融商品市場に上場されている株券の発行者である場合その他本協会が適当と認める者である場合は、この限りでない。 (1) (省 略) (3) (省 略) 4 当該発行会社の売上高、経常利益若しくは純利益又は<u>当該会社</u>の属する企業集団の売上高、経常利益若しくは純利益について、公表がされた直近の予想値（当該予想値がない場合は、公表がされた前事業年度又は前連結会計年度の実績値）に比較して当該発行会社が新たに算出した予想値又は当事業年度若しくは当連結会計年度の決算において差異（投資者の投資判断に及ぼす影響が重要なものとして次に定める基準に該当するものに限る。）が生じた場合 (1) (省 略) (6) (省 略) 6 発行会社の子会社の業務執行を決定する機関が、当該子会社について次に掲げる事項を行うことについての決定をした場合（当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。） (1) 株式交換	
		次に掲げるもののいずれにも該当すること。 (a) 当該株式交換による連結会社の資産の額の減少額又は増加額が最近連結会計年度の末日における<u>連結純資産額</u>の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。			次に掲げるもののいずれにも該当すること。 (a) 当該株式交換による連結会社<u>(発行会社を連結財務諸表提出会社とする連結会社をいう。以下この6及び7において同じ。)</u>の資産の額の減少額又は増加額が最近連結会計年度の末日における<u>連結財務諸表における純資産額（以下この6及び7において「連結純資産額」という。）</u>の100分の30に相当する額未満であると見込まれる

新				旧			
		(b) (現行どおり) (d)			こと。 (b) (省　　略) (d)		
	(2) (現行どおり) (6) (7) 新製品又は新技術の企業化	新製品の販売又は新技術を利用する事業の開始予定日の属する連結会計年度開始の日から３年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該新製品又は新技術の企業化による <u>連結会社</u> の売上高の増加額が最近連結会計年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれ、かつ、当該新製品の販売又は新技術を利用する事業の開始のために特別に支出する額の合計額が連結会社の最近連結会計年度の末日における固定資産の帳簿価額の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。		(2) (省　　略) (6) (7) 新製品又は新技術の企業化	新製品の販売又は新技術を利用する事業の開始予定日の属する連結会計年度開始の日から３年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該新製品又は新技術の企業化による売上高の増加額が最近連結会計年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれ、かつ、当該新製品の販売又は新技術を利用する事業の開始のために特別に支出する額の合計額が連結会社の最近連結会計年度の末日における固定資産の帳簿価額の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。		
	(8) 業務上の提携又は業務上の提携の解消	(a) 業務上の提携を行う場合 当該業務上の提携の予定日の属する連結会計年度開始の日から３年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該業務上の提携による連結会社の売上高の増加額が最近連結会計年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれ、かつ、次のイ又はロに掲げる場合においては、当該イ又はロのそれぞれに定める基準に該当すること。 イ 資本提携を伴う業務上の提携を行う場合 当該資本提携につき、相手方の会社の株式又は持分を新たに取得する場合にあっては、新たに取得する株式又は持分の取得価額が連結会社の最近連結会計年度の末日における連結純資産額と <u>連結資本金額</u> とのいずれか少くない金額の100分の10に相当する額未満であると見込まれ、相手方に株式を新たに取得される場合にあつては、新たに取得される株式の <u>取得価額が連結会社の最近連結会計年度の末日における連結純資産額と連結資本金額とのいずれか少くない金額の100分の10に相当する額未満</u> であると見込まれること。 ロ 業務上の提携により他の会社と共同して新会社を設立する場合（当該新会社の設		(8) 業務上の提携又は業務上の提携の解消	(a) 業務上の提携を行う場合 当該業務上の提携の予定日の属する連結会計年度開始の日から３年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該業務上の提携による連結会社の売上高の増加額が最近連結会計年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれ、かつ、次のイ又はロに掲げる場合においては、当該イ又はロのそれぞれに定める基準に該当すること。 イ 資本提携を伴う業務上の提携を行う場合 当該資本提携につき、相手方の会社の株式又は持分を新たに取得する場合にあっては、新たに取得する株式又は持分の取得価額が連結会社の最近連結会計年度の末日における連結純資産額と <u>連結財務諸表における資本金の額（以下この６及び７において「<u>連結資本金額</u>」という。）</u> とのいずれか少くない金額の100分の10に相当する額未満であると見込まれ、相手方に株式を新たに取得される場合にあつては、新たに取得される株式の <u>数が当該子会社の最近事業年度の末日における発行済株式の総数の100分の５以下</u> であると見込まれること。 ロ 業務上の提携により他の会社と共同して新会社を設立する場合（当該新会社の設		

新			旧		
		立が孫会社の設立に該当する場合を除く。) 新会社の設立の予定日から3年以内に開始する当該新会社の各事業年度の末日における総資産の帳簿価額に新会社設立時の出資比率（所有する株式の数又は持分の価額を発行済株式の総数又は出資の総額で除して得た数値をいう。以下この報告事象欄7に係る<u>軽微基準欄</u>において同じ。）を乗じて得たものがいずれも連結会社の最近連結会計年度の末日における連結純資産額の100分の30に相当する額未満であると見込まれ、かつ、当該新会社の当該各事業年度における売上高に出資比率を乗じて得たものがいずれも連結会社の最近連結会計年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。 (b) 業務上の提携の解消を行う場合 当該業務上の提携の解消の予定日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該業務上の提携の解消による連結会社の売上高の減少額が最近連結会計年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれ、かつ、次のイ又はロに掲げる場合においては、当該イ又はロのそれぞれに定める基準に該当すること。 イ 資本提携を伴う業務上の提携を解消する場合 当該資本提携の解消につき、相手方の会社の株式又は持分を取得している場合にあっては、取得している株式又は持分の帳簿価額が連結会社の最近連結会計年度の末日における連結純資産額と連結資本金額とのいずれか少くない金額の100分の10に相当する額未満であり、相手方に株式を取得されている場合にあっては、取得されている株式の<u>相手方の取得価額が連結会社の最近連結会計年度の末日における連結純資産額と連結資本金額とのいずれか少くない金額の100分の10に相当する額未満</u>であること。			立が孫会社の設立に該当する場合を除く。) 新会社の設立の予定日から3年以内に開始する当該新会社の各事業年度の末日における総資産の帳簿価額に新会社設立時の出資比率（所有する株式の数又は持分の価額を発行済株式の総数又は出資の総額で除して得た数値をいう。以下この6において同じ。）を乗じて得たものがいずれも連結会社の最近連結会計年度の末日における連結純資産額の100分の30に相当する額未満であると見込まれ、かつ、当該新会社の当該各事業年度における売上高に出資比率を乗じて得たものがいずれも連結会社の最近連結会計年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。 (b) 業務上の提携の解消を行う場合 当該業務上の提携の解消の予定日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該業務上の提携の解消による連結会社の売上高の減少額が最近連結会計年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれ、かつ、次のイ又はロに掲げる場合においては、当該イ又はロのそれぞれに定める基準に該当すること。 イ 資本提携を伴う業務上の提携を解消する場合 当該資本提携の解消につき、相手方の会社の株式又は持分を取得している場合にあっては、取得している株式又は持分の帳簿価額が連結会社の最近連結会計年度の末日における連結純資産額と連結資本金額とのいずれか少くない金額の100分の10に相当する額未満であり、相手方に株式を取得されている場合にあっては、取得されている株式の数が当該子会社の最近事業年度の末日における発行済株式の総数の100分の5以下であること。

新				旧			
		ロ（現行どおり） (9)（現行どおり） (10) 固定資産の譲渡又は取得	ロ（現行どおり） イ（現行どおり） ロ（現行どおり） ハ 当該固定資産の譲渡の予定日の属する連結会計年度において当該固定資産の譲渡による連結当期純利益の増加額又は減少額が<u>連結会社</u>の最近連結会計年度の連結当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。 (b)（現行どおり） 次に掲げるもののいずれにも該当すること。 (a) 事業の全部又は一部の休止又は廃止の予定日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該休止又は廃止による<u>連結会社</u>の売上高の減少額が最近連結会計年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。 (b)（現行どおり） (c)（現行どおり） (13)（現行どおり） (14) 新たな事業の開始 新たな事業の開始の予定日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該新たな事業の開始による<u>連結会社</u>の売上高の増加額が最近連結会計年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれ、かつ、当該新たな事業の開始のために特別に支出する額の合計額が最近連結会計年度の末日における固定資産の帳簿価額の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。 (15)（現行どおり） (19) 発行会社の子会社に次に掲げる事実が発生した場合 (1)（現行どおり） (2) 財産権上の請求に係る訴えが提起されたこと又は当該訴えについて判決があったこと若しくは当該訴えに係る訴訟の全部若しくは一部が裁判によらずに完結したこと。			ロ（省 略） (9)（省 略） (10) 固定資産の譲渡又は取得 (11)（省 略） (12) 事業の全部又は一部の休止又は廃止 (13)（省 略） (14) 新たな事業の開始 新たな事業の開始の予定日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該新たな事業の開始による売上高の増加額が最近連結会計年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれ、かつ、当該新たな事業の開始のために特別に支出する額の合計額が最近連結会計年度の末日における固定資産の帳簿価額の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。 (15)（省 略） (19) 発行会社の子会社に次に掲げる事実が発生した場合 (1)（省 略） (2) 財産権上の請求に係る訴えが提起されたこと又は当該訴えについて判決があったこと若しくは当該訴えに係る訴訟の全部若しくは一部が裁判によらずに完結したこと。	ロ（省 略） イ（省 略） ロ（省 略） ハ 当該固定資産の譲渡の予定日の属する連結会計年度において当該固定資産の譲渡による連結当期純利益の増加額又は減少額が<u>発行会社</u>の最近連結会計年度の連結当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。 (b)（省 略） 次に掲げるもののいずれにも該当すること。 (a) 事業の全部又は一部の休止又は廃止の予定日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該休止又は廃止による売上高の減少額が最近連結会計年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。 (b)（省 略） (c)（省 略） 新たな事業の開始の予定日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該新たな事業の開始による売上高の増加額が最近連結会計年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれ、かつ、当該新たな事業の開始のために特別に支出する額の合計額が最近連結会計年度の末日における固定資産の帳簿価額の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。 (a) 訴えが提起された場合 訴訟の目的の価額が当該連結会社に係る最近連結会計年度の末日における連結純資産額の100分の15に相当する額未満であり、かつ、当該請求が当該訴えの提起後直ちに訴えのとおり認められて敗訴したと

新

		した場合、当該訴えの提起された日の属する連結会計年度開始の日から３年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該敗訴による<u>連結会社</u>の売上高の減少額が最近連結会計年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。 (b) 訴えについて判決があった場合又は訴えに係る訴訟の全部若しくは一部が裁判によらずに完結した場合 前(a)に掲げる基準に該当する訴えの提起に係る判決等（訴えについて判決があったこと又は訴えに係る訴訟の全部若しくは一部が裁判によらずに完結したことをいう。以下この(b)において同じ。）の場合又は前(a)に掲げる基準に該当しない訴えの提起に係る訴訟の一部が裁判によらずに完結した場合であって、次のいずれにも該当すること。 イ （現行どおり） ロ 判決等の日の属する連結会計年度開始の日から３年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該判決等による<u>連結会社</u>の売上高の減少額が最近連結会計年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。 ハ （現行どおり） ニ （現行どおり）	
(3)	事業の差止めその他これに準ずる処分を求める仮処分命令の申立てがなされたこと又は当該申立てについて裁判があったこと若しくは当該申立てに係る手続の全部若しくは一部が裁判によらずに完結したこと。	(a) 仮処分命令の申立てがなされた場合 当該仮処分命令が当該申立て後直ちに申立てのとおり発せられたとした場合、当該申立ての日の属する連結会計年度開始の日から３年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該仮処分命令による<u>連結会社</u>の売上高の減少額が最近連結会計年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。 (b) 仮処分命令の申立てについての裁判があった場合又は当該申立てに係る手続の全部若しくは一部が裁判によらずに完結した場合 前(a)に掲げる基準に該当する申立てについての裁判等（申立てについて裁判があったこと又は当該申立てに係る手続の全部若しくは一部が裁判によらずに完結したことをいう。	

旧

		した場合、当該訴えの提起された日の属する連結会計年度開始の日から３年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該敗訴による売上高の減少額が最近連結会計年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。 (b) 訴えについて判決があった場合又は訴えに係る訴訟の全部若しくは一部が裁判によらずに完結した場合 前(a)に掲げる基準に該当する訴えの提起に係る判決等（訴えについて判決があったこと又は訴えに係る訴訟の全部若しくは一部が裁判によらずに完結したことをいう。以下この(b)において同じ。）の場合又は前(a)に掲げる基準に該当しない訴えの提起に係る訴訟の一部が裁判によらずに完結した場合であって、次のいずれにも該当すること。 イ （省 略） ロ 判決等の日の属する連結会計年度開始の日から３年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該判決等による売上高の減少額が最近連結会計年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。 ハ （省 略） ニ （省 略）	
(3)	事業の差止めその他これに準ずる処分を求める仮処分命令の申立てがなされたこと又は当該申立てについて裁判があったこと若しくは当該申立てに係る手続の全部若しくは一部が裁判によらずに完結したこと。	(a) 仮処分命令の申立てがなされた場合 当該仮処分命令が当該申立て後直ちに申立てのとおり発せられたとした場合、当該申立ての日の属する連結会計年度開始の日から３年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該仮処分命令による売上高の減少額が最近連結会計年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。 (b) 仮処分命令の申立てについての裁判があった場合又は当該申立てに係る手続の全部若しくは一部が裁判によらずに完結した場合 前(a)に掲げる基準に該当する申立てについての裁判等（申立てについて裁判があったこと又は当該申立てに係る手続の全部若しくは一部が裁判によらずに完結したことをいう。	

新			旧		
		以下この(b)において同じ。) の場合又は前(a)に掲げる基準に該当しない申立てに係る手続の一部が裁判によらずに完結した場合であって、次のいずれにも該当すること。 イ 裁判等の日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該裁判等による<u>連結会社</u>の売上高の減少額が最近連結会計年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。 ロ (現行どおり) ハ (現行どおり) (4) 免許の取消し、事業の停止その他これらに準ずる行政庁による法令に基づく処分又は行政庁による法令違反に係る告発 (5) 〃 (現行どおり) (8) (9) 主要取引先との取引の停止又は同一事由による若しくは同一時期における複数の取引先との取引の停止 (10) (現行どおり) (11) 資源の発見 (12) (現行どおり) 9 〃 (現行どおり) 11			以下この(b)において同じ。) の場合又は前(a)に掲げる基準に該当しない申立てに係る手続の一部が裁判によらずに完結した場合であって、次のいずれにも該当すること。 イ 裁判等の日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該裁判等による売上高の減少額が最近連結会計年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。 ロ (省 略) ハ (省 略) (a) 法令に基づく処分を受けた場合 法令に基づく処分を受けた日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該処分による<u>連結会社</u>の売上高の減少額が最近連結会計年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。 (b) (省 略) (5) 〃 (省 略) (8) (9) 主要取引先との取引の停止又は同一事由による若しくは同一時期における複数の取引先との取引の停止 (10) (省 略) (11) 資源の発見 (12) (省 略) 9 〃 (省 略) 11
付 則					
この改正は、平成25年9月17日から施行し、同日以後に終了する事業年度に係る有価証券報告書又は会社内容説明書について適用する。					